

	お客様控
	事業者控

居宅介護支援契約書

様

社会福祉法人 葵会
葵会居宅介護支援事業所

指定居宅介護支援契約書

葵会居宅介護支援事業所

様（以下、「利用者」といいます）と、葵会居宅介護支援事業所（以下、「支援事業者」といいます）は、支援事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次の通り契約いたします。

第1条（契約の目的）

この契約は、利用者のその有する能力に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、利用者の依頼を受けて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望などを考慮の上、居宅介護サービス計画を作成し、指定居宅サービス事業者や介護保健施設等との連絡調整とその他の便宜の提供を行う居宅介護支援について定めることを目的とします。

第2条（契約期間）

- （1）この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- （2）契約満了の7日前までに、利用者から支援事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

- （1）支援事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合または、利用者・家族等から求められた場合は、利用者にその氏名を文書等で通知します。
- （2）支援事業者は介護支援専門員に身分証、または携帯用介護支援専門員実務研修終了証明書を常に携帯させ、利用者・家族から求められた場合には、これを提示する。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

支援事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2）当該地域における指定居宅サービス事業者等の関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者等に選択を求めます。
- （3）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- （4）居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- （5）その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条 (経過観察・再評価)

支援事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。

第6条 (施設入所への支援)

支援事業者は、利用者が介護保健施設への入所を希望した場合、利用者に介護保健施設の紹介その他の支援を行います。

第7条 (居宅サービス事業の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または支援事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、支援事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画の変更を行います。

第8条 (給付管理)

支援事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福島県国民健康保険団体連合会に提出いたします。

第9条 (要介護認定等の申請にかかる援助)

- (1) 支援事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定」といいます）の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助いたします。
- (2) 支援事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条 (サービスの提供の記録)

- (1) 支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後5年間保管いたします。
- (2) 利用者は、支援事業者の営業時間内にその支援事業者にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- (3) 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- (4) 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または支援事業者が解約を文書等で通知し、かつ利用者が希望した場合、支援事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付致します。

第11条 (利用料金)

支援事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書の通りです。

第12条 (契約の終了)

- (1) 利用者は、支援事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- (2) 支援事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、支援事業者は当該地域のほかの指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供いたします。
- (3) 支援事業者は、利用者またはその家族等が支援事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信心行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちに、この契約を解約することができます。
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了いたします。
 1. 利用者が介護保健施設に入所した場合
 2. 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 3. 利用者が死亡した場合

第13条 (秘密保持)

- (1) 支援事業者は、介護支援専門員及び支援事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 支援事業者は、利用者・その家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

第14条 (賠償責任)

支援事業者は、サービスの提供に伴って、支援事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。

第15条 (相談・苦情対応)

支援事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応いたします。

第16条 (善管注意義務)

支援事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行いたします。

第17条 (信義誠実の原則)

- (1) 利用者と支援事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
- (2) 本契約の定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条 (裁判管轄)

利用者と支援事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意いたします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

(利用者) 住 所 :

氏 名 :

(代筆者) 住 所 :

氏 名 :

(続柄)

事業者 住 所 : 福島県いわき市泉町本谷字大田23-1

事業者名 : 社会福祉法人 葵会

葵会居宅介護支援事業所

代表者名 : 理事長 鈴木 泰光

居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年 4月 1日現在)

1. 社会福祉法人葵会居宅介護支援事業の概要

(1) 居宅介護支援事業の名称・指定番号及びサービス提供地域

事業所名	葵会居宅介護支援事業所
所在地	福島県いわき市泉町本谷字大田23-1
電話番号	0246-76-0808
介護保険指定番号	0770408573
サービス地域	福島県いわき市内

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤	業務内容	合計
管理 者	介護支援専門員	0名	1名	0名	事業統括	1名
主任介護支援専門員	介護支援専門員	2名	0名	0名	ケアプラン作成	2名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名	0名	0名	ケアプラン作成	1名

(3) 営業時間

◎営業日：月曜日から金曜日

※利用する方の希望により土・日曜日の調整も致します。

◎営業時間：午前9時から午後6時

※利用する方の希望により時間の調整も致します。

※緊急時は24時間対応致します。

(4) 事業の目的

介護支援専門員が、要介護状態または、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(5) 事業の方針

- ①お客様が要介護状態等となられた場合でも、可能な限り在宅においてその有する能力に応じて、自立した生活ができる配慮して、生活全般にわたる援助計画を立案作成いたします。
- ②お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立って、お客様に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることの無いよう公正中立に行います。

2. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 当社は、指定居宅介護支援事業所運営規定に準じてサービスを提供致します。

(2) お客様より当社に居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼された場合

- ①お客様（被保険者）は、当社（居宅介護支援事業者）に介護サービス計画の作成について事前相談を行い、計画作成依頼の合意を得ます。
- ②お客様（被保険者）または、当社（居宅介護支援事業者）は、被保険者証を添えて「居宅サービス計画作成依頼届出書」を福祉事務所に提出します。
- ③福祉事務所は、届出書に記載されている「居宅介護支援事業者名・事業所名」と「届出年月日」を被保険者証に記載し、返却します。
- ④お客様（被保険者）は、被保険者証を提示して当社（居宅介護支援事業者）に介護サービス計画の作成を依頼します。

(3) 居宅介護支援の内容

①インテークワーカー

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

②アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

③居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後、居宅サービス計画原案の作成をします。

④サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

⑤文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します

⑥モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問、面談してモニタリングを実施した結果を記録します。

⑦居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は、速やかに居宅サービス計画の変更のため、上記②から⑤の実施をします。

⑧居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者的心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- ・

3. 利用料金

(1) 利用料

要支援または要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- ※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からのサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日いわき市の福祉事務所に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。
- ※ 交通費は無料となっております。

【居宅介護支援費】

要介護 1・2	10,860 円
要介護 3・4・5	14,110 円

【加算費用】

初回加算	3,000 円 (対象月のみ)
特定事業所加算 (III)	3,230 円
入院時情報連携加算 (I)	2,500 円 (対象月のみ)
入院時情報連携加算 (II)	2,000 円 (対象月のみ)
退院・退所加算	4,500 円～9,000 円 (対象月のみ)
通院時情報連携加算	500 円 (対象月のみ)
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円 (対象月のみ)

【減算】高齢者虐待防止措置未実施減算 所定転移数の100分の1に相当する単位数を減算

(2) 解約料

双方いずれかの都合により解約した場合でも解約料は頂きません。

※保険者（市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合は、料金は一切りません。

4. 事業者の責務について

(1) 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

当事業所及び従業員がサービスを提供する際に、お客様や御家族様に関して知りえた情報については、期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供のために、サービス担当者会議等で、お客様もしくはご家族の情報を使用する必要があります。この場合には、あらかじめお客様もしくはご家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合には同意書に署名をいただきます。

なお、お客様の家族からの希望があった場合には、お客様に連絡するのと同様の通知をご家族に行なうことも可能です。

(2) 賠償責任

事業者は、居宅支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

(3) 苦情相談

◎当社お客様相談・苦情窓口

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

◇苦情受付、解決担当 宮田 明美

◇電話：0246-76-0808

その他 ◇いわき市介護保険課 0246-22-7467

◇福島県国民健康保険団体連合会 024-528-0040

(苦情相談窓口専用電話)

(4) 緊急時の対応

お客様に緊急の事態が発生した場合、お客様の主治医にご連絡するとともに、必要な対応をおこないます。その際には、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

(5) 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかに市町村、お客様の家族等に連絡するとともに、必要な対応をおこないます。

5. サービス利用のために

事 項	有	無	備 考
介護支援専門員の変更	○		変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	○		TAI判定
介護支援専門員への研修の実施	○		月1回以上の研修の実施

6. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ② 前6か月間に作成したケアプランに位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

7. 虐待防止について

事業所は、利用者的人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

8. 身体拘束の適正化

当事業所では、利用者の尊厳と安全を守るため、身体的拘束等は原則として行いません。ただし、利用者または他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、身体的拘束等を行うことがあります。その際には、以下の事項を記録し、必要に応じてご本人およびご家族に説明いたします。

・身体的拘束の態様および時間　・利用者的心身の状況　・緊急やむを得ない理由また、身体的拘束等の適正化に向けた職員研修や委員会の開催を定期的に実施し、拘束ゼロへの取り組みを推進しています。

9. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 災害・感染症等への対応体制

当事業所では、災害・感染症などの緊急事態に備えた業務継続計画（BCP）を策定しています。

緊急時には、以下の対応を行います。

- ・利用者の安否確認と必要な支援の継続・関係機関（医療機関、行政、サービス事業所）との連携
- ・事業所の連絡体制の確保（電話・メール・訪問など）
- ・感染症対策の徹底（マスク着用、消毒、ゾーニング等）
- ・災害時の避難支援および情報提供

BCPの内容は定期的に見直し、実効性のある体制を整えていきます。

利用者・ご家族にも必要に応じて情報提供を行います。

重要事項説明日 令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用申込み者に対して本書面に基づき重要事項を説明いたしました。

(事業者)

所在地： 福島県いわき市泉町本谷字大田23-1

名 称： 社会福祉法人 葵会

葵会居宅介護支援事業所

管理者： 宮田 明美

説明者：

重要事項同意日 令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所：

氏 名：

(代筆者)

住 所：

氏 名：

(続柄)

個人情報使用同意書

葵会居宅介護支援事業所 殿

私（ ）とのその家族の個人情報に対し契約期間内において、居宅介護サービス計画に添い、円滑にサービスを提供するために開催されるサービス担当者会議、介護支援専門員と介護サービス提供事業者との連絡調整等、必要な場合において必要最低限度範囲内において使用することに対し同意します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 :

氏 名 : 印

(代筆者) 住 所 :

氏 名 : 印

(続柄)

(家族) 住 所 :

氏 名 : 印

(続柄)